県外大学関係者と県内企業の情報交換会実施補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、県外大学関係者と県内企業の情報交換会実施補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構(以下「定住機構」という。)が、 県内企業の人材確保と大学生等の県内就職を促進するため、県内企業の人事担当者等と県外大 学等の学生就職支援担当者等の情報交換会を実施することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」 という。)を行う定住機構に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の額は切り捨てる。)以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、補助事業を開始する日の40日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものと する。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に定めるもの以外の変更とする。
 - (1) 本補助金の増額を伴うもの
 - (2) 補助事業の交付目的の達成に支障をきたす又は事業効率の低下をもたらすおそれのある 事業計画の変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。
 - (1)規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若し くは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(提出書類の部数)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

別表

1	2	3	4	5
補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
県外大学	公益財団法人	本事業を実施するために要する経費		
関係者と	鳥取県ふるさ			
県内企業	と定住機構	※消費税及び地方消費税は対象経費に含め	1 / 2	379千円
の情報交		ない。		
換会実施				
補助金		なお、工事請負費については県内事業者が		
		施工を行ったものに限る。ただし、止むを得		
		ない事情で県内事業者への発注が困難と県が		
		認めた場合については、この限りでない。		
		また、委託費については県内事業者が実施		
		したものに限る。ただし、止むを得ない事情		
		で県内事業者への発注が困難と県が認めた場		
		合については、この限りでない。		

年度県外大学関係者と県内企業の情報交換会実施補助金 事業(計画・報告)書

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の概要(日付、場所等情報交換会の実施スケジュールの内容をできる限り具体的に記載 願います)

- (3) 他の補助金の活用の有無(有・無)
- ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
- ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

様式第2号(第4条、第7条関係)

年度県外大学関係者と県内企業の情報交換会実施補助金 事業収支(予算・決算)書

1 収入 (単位:円)

		(112 - 14)
科目	予算額 (決算額)	内訳
自己資金等		
その他		
本補助金		
合 計		

2 支出 (単位:円)

			(— III · I 1)
科目	予算額(決算 額)	内訳	備考
合 計			

※本書題名には、該当年度を記載するとともに、予算又は決算の該当する方を表示してください。

※県外事業者に発注せざるを得ない場合については、備考欄に理由を記載してください。

※「金額」欄は、すべて消費税を除いた額で、円単位で記入すること。

年 月 日

様

鳥取県知事 (印)

年度県外大学関係者と県内企業の情報交換会実施補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった県外大学関係者と県内企業の情報交換会実施補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「県外大学関係者と県内企業の情報交換会」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 補助交付額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金は、金 円とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に 通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、県外大学関係者と県内企業の情報交換会実施補助金交付要綱(平成 年 月 日付第 号商工労働部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。